

保護者の皆様

令和2年4月28日

京都市立神川中学校
校長 佐々木 祥晴

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染拡大防止についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりません。本市が引き続き警戒を緩めることができない状態にあるため、教育委員会において、臨時休業期間を5月17日（日）まで延長することが示されました。その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定されます。

本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の延長について

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

2 臨時休業期間の対応等

（1）緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き不要不急の外出を控えるようにお願いします。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、戸外での軽い運動も行うようにして下さい。

（2）学習面については、家庭訪問や郵便受けへの投函により学習課題をお渡しますので、計画的に家庭学習が行えるようにお願いします。

なお、家庭訪問を行う際には、事前にご家庭へ連絡したうえで、マスクの着用等、感染拡大防止対策を徹底します。

（3）「健康観察票」を家庭訪問や郵便受けへの投函によりお渡しますので、引き続きお子様と一緒に健康観察に取り組んで頂きますようにお願いします。

（4）以下の場合は、すみやかに学校（電話 934-1505）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた